

さくら市農業委員会総会議事録（平成30年2月定例総会）

1. 開催日時 平成30年2月23日（金）午後2時00分から午後4時07分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
議案第 6号 平成30年度農作業賃金標準額について
議案第 7号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 秀幸
係長	和氣 貴子
主査	柴山 雅子
主事	八板 理

7. 会議

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員19名の全委員出席です。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	中山	こんにちは。毎日寒い日が続いており、また、小雪が降り安定しない天候で、農作業面でご苦労していると思います。今月14日農地利用最適化推進委員による栃木市への視察研修してまいりました。これから、農業委員と推進委員とともに個別に農家に出向き、遊休農地対策をしていかなければなりません。皆様の農業委員と推進委員の力が必要です。よろしくをお願いいたします。今月も定例総会案件がたくさんありますので慎重審議をお願いします。 ただいまからさくら市農業委員会2月定例総会を開催いたします。
事務局	鈴木	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第1号5件、議案第2号1件、議案第4号1件、議案第7号1件の合計8件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が2件、議案第4号が8件の合計11件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>本日は午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を地域の農地利用最適化推進委員とともに行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号1件、議案第4号2件、議案第7号2件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
14番	石田	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号1件、議案第7号2件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>20番の小川雅之委員、1番千野根友治委員を指名いたします。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>ただいまの内容については事務局の説明どおりです。午前中、申請場所を確認しましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 1 番	見目	案内図 1 - 2 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいまの事務局の説明どおりです。午前中現地調査をしましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第 1 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 番は、原案どおり承認されました。次に、議案第 1 号番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 3 番について朗読して説明する。 なお、非農地証明書交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 1 番	見目	案内図 1 - 3 をご覧ください。(申請場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。午前中現地調査をしましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第1号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号4番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明書交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
11番	見目	案内図1-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。午前中現地調査をしましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号4番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号5番を朗読して説明する。

		<p>なお、非農地証明書交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	<p>案内図1-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>ただいま事務局の説明とおりです。午前中現地調査をしましたが問題がないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号5番は原案とおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号6番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明書交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	<p>案内図1-6をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>ただいま事務局が説明したとおりです。何ら問題ないと判断します。よろしくご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号6番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号7番について朗読して説明する。 なお、非農地証明書交付要領の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付をすることは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
8番	吉成	<p>案内図1-7をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。現地調査をしましたが問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号7番について承認される方、挙手を願います。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手です。議案第1号番号7番は承認されました。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めま</p>

		す。
事務局	八板	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	譲受人は〇〇〇〇市の方ですが、〇〇〇〇市農業委員会の耕作者証明書が添付されております。何ら問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方、挙手を願ひます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案どおり承認されました。 次に、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	八板	議案第2号番号2番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
6番	石原	さくら市の農地と〇〇〇町の農地の交換であり、効率的に利用できるためです。よろしくご審議のほどお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第2号番号2番について承認する方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第2号2番については原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	八板	議案第2号番号3番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
8番	吉成	ただいま事務局の説明どおりです。何ら問題ないと判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第2号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第2号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	八板	議案第2号番号4番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。

1 1 番	見目	ただいま事務局の説明どおりです。よろしくご審議お願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号番号 4 番について承認される方、挙手を願います
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 2 号番号 4 番は原案どおり承認されました。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号番号 1 番について朗読して説明する。
議長	中山	担当委員の説明願います。
1 0 番	小菅	案内図 3 - 1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。詳細については、議案第 4 号番号 2 番でご説明いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 番は原案どおり承認されました。

		続きますして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番について朗読して説明する。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図3-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。次の議案第4号3番で転用の案件が出ておりますので、その時に詳細に説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の区域の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

		<p>転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、申請人は〇〇〇市に本社を置き、〇〇工事業を営んでおります。〇〇工事原材料等の保管場所を同じ所有者の倉庫を借り保管しておりましたが、保管しきれないため、申請地は、本社から歩いて2～3分ほどで、面積も適当で資材を保管するのに最適な土地で、所有者からも貸借させていただくことが出来ました。土地利用計画は、敷地面積379㎡で、露店資材等置場として利用します。雨水敷地内浸透します。取水・排水はありません。資金計画は、現況のままの利用のため支出はございません。周辺農地への被害防除対策は、排水はなく、隣接地は東側、西側が道路、北側が水路と道路、南側が宅地で周辺への土砂の流出はありません。また、新たな建造物建築の予定はなく、日照・通風に問題はありません。本日の調査会におきまして申請の内容を確認し現地調査を行いましたが無題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手願ひます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号2番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の区域内の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願ひます。</p>

10番	小菅	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請者は、現在〇〇〇市の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもの成長に伴い持ち家が必要となっております。申請地は、公共施設、商業施設に近接し、インフラが整備されているなど、住環境に恵まれた土地であり、今回の申請に至っております。土地利用計画は、申請地に、隣接する宅地を併せて全体面積231.69㎡で利用します。住宅1棟を建築し、自家用駐車場2台分を確保しようとするものであります。給水・排水は、公共上下水道に接続します。雨水は敷地内浸透処理します。資金計画につきましては、総事業費3,400万円全額借入金で賄います。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除策は、南側は道路で、東側は本申請地と一体する宅地です。西側には既設のコンクリート擁壁があり、北側の田には、L型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。本日現地調査を行いましたが無問題と判断しております。よって、この転用による周囲の農地等への被害はありません。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第4号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.6haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>転用行為の必要性和土地の選定理由は、〇〇〇市の〇〇店のテナントを借り、運営していましたが、家賃等を計算すると、移転を計画することが負担軽減になると考え、既存周辺地を模索しており、今回既存店舗から市道を挟んだ隣接地を譲り受けられる運びとなり申請に至りました。既存店舗と同様の経営を行うため、80㎡程度の店舗が建てられ駐車場が10台程度確保できること、上下水道に接続でき、〇〇〇店の近隣であることから集客も見込めることから、適地として選定しました。土地利用計画は、営業建築1棟、駐車場、来客用7台、職員4台分を確保しようとするものです。給水・排水は、公共上下水道へ接続します。雨水排水は、敷地内浸透処理します。資金計画は、総事業費3,500万円を全額金融機関からの融資で賄います。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東側宅地・西側水路及び農地、境界に沿って仕切りコンクリートを設置し、土砂等の流出を防止しますが、転用に際しては十分注意します。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。 <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 <p>議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号3番は、原案どおり承認されました。 <p>続きまして、議案第4号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	議案第4号番号4番について朗読して説明する。

		<p>なお、農地区分は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、農地の集団的広がりがある10ha未満のもので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、申請者は、〇〇〇市のアパートに妻と子どもと暮らしておりますが、子どもの成長に伴い持ち家が必要となっております。申請地は、公共施設、商業施設に近接し、インフラが整備されているなど、住環境に恵まれた土地であり条件は極めて良好なため選定しました。土地利用計画は、住宅1棟を建築します。給水・排水は公共上下水道に接続します。土地は平坦であり切・盛土は必要なく整地するだけです。雨水は敷地内浸透します。資金計画は、総事業費2,000万円は、全額金融機関からの融資で賄います。金融機関からの融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、周辺宅地であり被害ないと思われます。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号4番は原案どおり承認されました。</p>
	(休憩)	14時55分から15時05分
議長	中山	会議を再開します。議案第4号番号5番について、事務局の説

		明を求めます。
事務局	柴山	<p>議案第4号番号5番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の区域内の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
6番	石原	<p>案内図4-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、現在アパートに妻と子どもと暮らしておりますが、子どもの成長に伴い持ち家が必要となりました。父の所有する土地で、農地に影響が最小限になるよう検討し当該地を選定しました。土地利用計画は、住宅1棟を建築し、自家用駐車場2台分を確保しようとするものであります。給水は、公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理させます。周囲30m以内に地下水の利用はございません。雨水は敷地内自然浸透処理させます。資金計画につきましては、総事業費2,220万円で、全額借入金で賄うこととし、金融機関からの融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、北側及び東側の農地との境界にはブロック塀(3段積程度)を設置し、土砂の流出を防止します。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号5番は、原案どおり承認さ

		<p>れました。</p> <p>議案第4号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農用地ですが、不許可の例外「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	関	<p>案内図4-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、申請人は、さくらんぼとベリー類を中心に生食や加工品の販売を行っております。当行為は農業の6次化達成と生産の効率化のため、駐車場設置直売所の建設及び倉庫を建設するものです。土地利用計画は、資材倉庫43.5㎡、直売所29.5㎡、駐車場10台分を確保します。給水・排水施設は設置しません。雨水は敷地内自然浸透させます。資金計画は、総事業費400万円で、全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。転用につきましては十分注意して行います。本日の調査会で、申請の内容を確認したうえ現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山	<p>議案第4号番号7番を朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理事業施行地内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明願います。</p>
18番	小林	<p>上阿久津台地土地区画整理事業内の説明になります。</p> <p>転用の必要性和土地の選定理由は、(有)〇〇〇は、〇〇〇市で不動産賃貸業を営んでおります。申請地は、上阿久津台地土地区画整理地内であり、町づくりが進んでおり、地域住民の利便性や需要を考慮し、日用品等を扱う貸店舗(ドラッグストア)を新築する事による申請であります。また、申請地は交通の便もよく地域住民の集客を見込めることから当該申請地を選定致しました。土地利用計画は、建物を東側に配置し、敷地外周には構造物を設けます。駐車場は52台を確保します。給水・排水は公共上下水道に接続します。従業員は約10名を予定しています。資金計画は、総事業費3億2,000万円で、全額金融機関から借入れで賄います。融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、区画整理地内ですが、敷地周辺には構造物を設置し、隣接地に影響のないよう転用いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号7番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手です。議案第4号番号7番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山	<p>議案第4号8番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理事業施行地内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>上阿久津台地土地区画整理事業内の説明になります。</p> <p>転用行為の必要性和土地の選定理由は、土地・建物の所有者が異なるため、贈与のより土地の所有権を移転することにした次第です。また、農地許可を得ない駐車場及び物置を庭として一体利用してしまい、是正するため併せて申請することにしました。土地の選定理由、申請地は、両親が所有する土地で、近隣には学校及び大型商業施設があり住環境にも優れており、通勤・通学・生活等に大変便利で選定しました。土地利用計画は、一般住宅と自家用駐車場2台と来客用3台程度確保します。給水・排水は、上水道、公共下水道へ接続します。雨水は、敷地内自然浸透、資金計画は、総事業費40万円で、自己資金で賄うこととして、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東道路で、西側にL型擁壁、南側・北側に化粧ブロックが設置されております。よって、この転用により土砂流出はありません。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号8番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手です。議案第4号番号8番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山	議案第4号番号9番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理事業施行地内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	上阿久津台地土地区画整理事業内の説明になります。 転用行為の必要性和土地の選定理由は、申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業区域内で、今後ますます宅地化が見込め、住環境に適した場所で、この地で生活がしたいため今回の申請となりました。土地の選定理由は、公共施設、商業施設に近接し、インフラが整備されているなど、住環境に恵まれた土地であるため申請に至りました。土地利用計画、東・南側道路で、住宅1棟建築します。外周にコンクリートにて区画界とし、近隣へ被害を及ぼさないように致します。取水は、公共上水道、排水は公共下水道へ接続します。雨水は敷地内の浸透処理いたします。資金計画は、総事業費2,150万円で、全額借入金で賄い、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防止対策は、隣接農地への、日照・通風等の影響はありません。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号9番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第4号番号9番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号10番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号10番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途の指定を受けてい

		<p>ますので、第3種農地と一部農地の集团的広がりが7.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
13番	小池	<p>案内図4-10をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者、(有)〇〇〇会社は〇〇〇市に本社を置き、土木建築工事の設計、請負及び施工、太陽光発電システムに関する企画、設計、建設、保守、管理、発電業務及び販売を行っております。今回、権利移転売買により、再生可能エネルギーの導入に取り組み、電力不足の対応と地域経済の活性化を図るため計画しました。土地の選定理由は、都市計画の用途の指定を受けており、また日照が良好で平坦地、隣接に日照を妨げる大木もなく、かつ道路に接続、維持管理も容易、良好な立地条件を備えた当地を選定いたしました。土地利用計画は、申請地に太陽光パネル266枚を設置し、最大出力71.82kwの発電量を確保するものです。施設周辺は、高さ1.8mのフェンスで囲み管理徹底を図ります。敷地内は整地し砂利を敷き、雨水は自然浸透処理します。取水・排水はありません。資金計画は、総事業費1,794万円は、全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、フェンスを建ててから施工いたしますので、砂利の流失はありません。工作物の高さ2.1mなので日照及び通風の面で影響はありません。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号10番について承認される方、挙手を願います。</p>

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号10番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号11番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途の指定を受けておりますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
13番	小池	<p>案内図4-11をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性は、申請者は、有限会社〇〇〇電工が、売買により太陽光発電設備として転用する案件でございます。申請者有限会社〇〇〇電気工は、〇〇県〇〇〇市に本社を置き、電気工作物設計及び太陽光発電事業を主に行っております。申請地は、都市計画の用途の指定を受けており、日照や周辺環境が良く、かつ道路に接続、維持管理も容易、良好な立地条件を備えた当地を選定いたしました。土地利用計画は、申請地に太陽光パネル325枚を設置し、最大出力85.5kwの発電量を確保するものです。施設周辺は、高さ1.2mのフェンスで囲み管理徹底を図ります。敷地内は整地し砂利を敷き、雨水は自然浸透処理します。取水・排水はありません。設備のメンテナンスをするため、幅5mの進入路を設け、簡易なプレハブ置き管路用道具等を保管します。また、自動車3台分を確保します。資金計画は、総事業費1,725万円を全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、フェンスを建ててから施工いたしますので、砂利の流失はありません。また、工作物の高さ1.75mなので日照及び通風の面で影響はありませんが、この転用による周囲の農地への被害を及ぼすことの内容に注意いたします。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号11番について承認される方、挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号11番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	八板	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>平成29年度第11号公告予定年月日は平成30年2月28日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定22件、面積178,538㎡、新規23件、面積194,250㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は6件、面積56,989㎡、合計372,788㎡です。さくら市全体の賃借の平均額は、15,700円、物納の平均値77kg。氏家地区の賃借の平均額は、15,600円、物納の平均値は86kg。喜連川地区の賃借の平均額は、16,300円、物納の平均値は60kg。いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
5番	七久保	<p>貸し手と借り手が同じで、使用貸借と賃貸借に分かれている権利設定がありますが、何故でしょうか。</p>
事務局	八板	<p>条件が悪い圃場については、使用貸借により借受けるためだと思われま。</p>

議長	中山	<p>他に質疑がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」承認される方、挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「平成30年度農作業賃金標準額について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>去る、2月6日、午後1時30分から会長、職務代理者、各調査会委員長、生産者の代表者、JA担当者による検討会議を開催いたしました。現行の標準額であることから、内容の説明は割愛させていただきます。なお、賃借料情報については、昨年1月から12月までの間に結ばれた利用権設定の賃借料を集計したものととなっております。</p> <p>なお、地代の支払い方法を物納若しくは物納換算として契約している場合、今回はコメ1俵13,000円に換算して集計しております。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 和氣	<p>議案第7号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、現場写真により説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成29年10月31日に事務局職員で現地調査を行いました。</p>

議長	中山	担当委員の説明を願います。
1 番	千野根	ただいま事務局から説明があったとおりで、農地の復元することは困難な状況です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 7 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 7 号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 7 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 和氣	議案第 7 号番号 2 番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、現場写真により説明する。 農振白地で、土地改良は未実施です。平成 29 年 10 月 6 日事務局職員で現地調査を行いました。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
1 4 番	石田	ただいまの事務局の説明どおりであります。本日現地を確認しましたが、このような状況ですのでみなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 7 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	柴山 和氣	<p>議案第7号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用、現場写真により説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成29年9月4日、七久保委員、森田推進委員、薄井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>
議長	中山	担当委員の説明願います。
5番	七久保	ただいま事務局の説明どおりです。農地の復元することは困難状況です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 和氣	<p>議案第7号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、現場写真により説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成29年9月6日に大塚委員、広野推進委員、渡辺推進委員、金瀬推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
12番	大塚	ただいま事務局の説明とおりです。農地の復元は困難です。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第7号番号4番について承認される方、挙手をお願いします。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号番号4番は原案とおり承認されました。 次に、議案第7号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 和氣	議案第7号番号5番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、現場写真により説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成29年29年8月21日に古澤委員、阿見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
16番	古澤	ただいま事務局の説明とおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第7号番号5番について承認される方、挙手をお願いします。

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 和氣	<p>議案第7号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、現場写真により説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良未実施です。平成29年9月13日吉成委員、中澤推進委員、矢野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
8番	吉成	<p>ただいま事務局の説明どおりです。農地に復元することは困難です。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号6番について承認される方、挙手をお願いします。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から16番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から8番はお目通しをお願いします。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。</p>
		(午後4時07閉会)

